



市政記者クラブ加盟社 各位

県央ブロックごみ処理体制検討協議会の開催結果について

令和6年7月23日に開催された「令和6年度第1回県央ブロックごみ処理体制検討協議会」において、県央ブロックにおける「焼却処理以外の中間処理体制」について、次のとおり協議がなされたのでお知らせします。

記

1 協議会開催日時・場所等

日時 令和6年7月23日（火） 13時～13時25分

場所 盛岡劇場 地下1階タウンホール

出席者 盛岡広域8市町長ほか（傍聴者 7人）

2 焼却処理以外の中間処理体制について（協議結果）

(1) 処理体制の検討に当たった課題

焼却処理以外の中間処理体制に係る課題について、次のとおり整理した。

【課題1】 滝沢・雫石環境組合（滝沢市及び雫石町）及び盛岡・紫波地区環境施設組合（都南地域、紫波町及び矢巾町）では、不燃系ごみの破碎設備がごみ焼却施設に併設されているため、令和14年度の新ごみ焼却施設の稼働に伴う既存ごみ焼却施設の廃止に併せて、新たに、不燃・粗大ごみ処理体制を確保する必要がある。

【課題2】 8市町間で締結している「県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定」に基づくプラスチック類の資源化処理体制を確保する必要がある。

(2) 処理体制案（施設配置案）の検討

課題の解決に向け、複数の体制案を対象として、次に掲げる項目による比較評価を行った。

【評価1】 実施の確実性

【評価2】 財政負担（コスト）

【評価3】 温室効果ガス排出量（環境負荷）

(3) 焼却処理以外の中間処理体制に係る基本方針

上記を踏まえ、基本方針を次のとおりとした。

【方針1】 焼却処理以外の処理施設の配置、及び整備・運営に係る実施主体は、次ページに示すとおりとする。

【方針2】 処理体制の整備に当たっては、可能な限り既存の施設・設備を有効活用し、費用の低減に努める。

処理施設の配置、及び整備・運営の実施主体

市町（地域）	現行の処理施設 （実施主体）			基本方針における処理施設 （実施主体）		
	不燃系	資源	プラ類	不燃系	資源	プラ類
葛巻町	葛巻町リサイクルセンター （葛巻町）			葛巻町リサイクルセンター （葛巻町）		
八幡平市	八幡平市清掃センター （八幡平市）		—	八幡平市清掃センター （八幡平市、岩手町）		
岩手町	岩手・玉山清掃事業所 （岩手・玉山環境組合）		委託 （岩手町）			
盛岡市（玉山）			盛岡市リサイクルセンター （盛岡市）			盛岡市リサイクルセンター （盛岡市）
盛岡市（盛岡）						
盛岡市（都南）	盛岡・紫波地区清掃センター （盛岡・紫波地区環境施設組合）			盛岡・紫波地区清掃センター （盛岡・紫波地区環境施設組合）		
紫波町						
矢巾町						
滝沢市	滝沢清掃センター （滝沢・雫石環境組合）		—	雫石リサイク ルセンター	滝沢清掃 センター	雫石リサイク ルセンター
雫石町	雫石リサイクルセンター （滝沢・雫石環境組合）			（滝沢・雫石環境組合）		

※ 「不燃系」は不燃ごみ・粗大ごみを、「資源」はびん・缶・ペットボトルを表す。

※ 下線は、処理体制等に変更が生じる部分を示す。

(4) 将来的な中間処理体制に関する今後の検討方針

将来的な中間処理体制のあり方については、共同処理の拡大や施設の集約化を目指し、県央ブロック内の市町及び一部事務組合において協議を継続する。

3 盛岡市の処理体制への影響

本市においては、玉山地域の不燃・粗大ごみ、資源ごみの処理施設が「岩手・玉山清掃センター」から「盛岡市リサイクルセンター」に、処理主体が「岩手・玉山環境組合」から「盛岡市」に変更になることから、玉山地域の住民の利便に十分配慮し、丁寧な説明を行いながら、処理体制の変更（令和14年度）に向けて準備を進めていく。

【担当】 環境部廃棄物対策課長 南 幅 嘉 人
（みなみはば よしひと）

TEL 019-651-4111（内線8300）